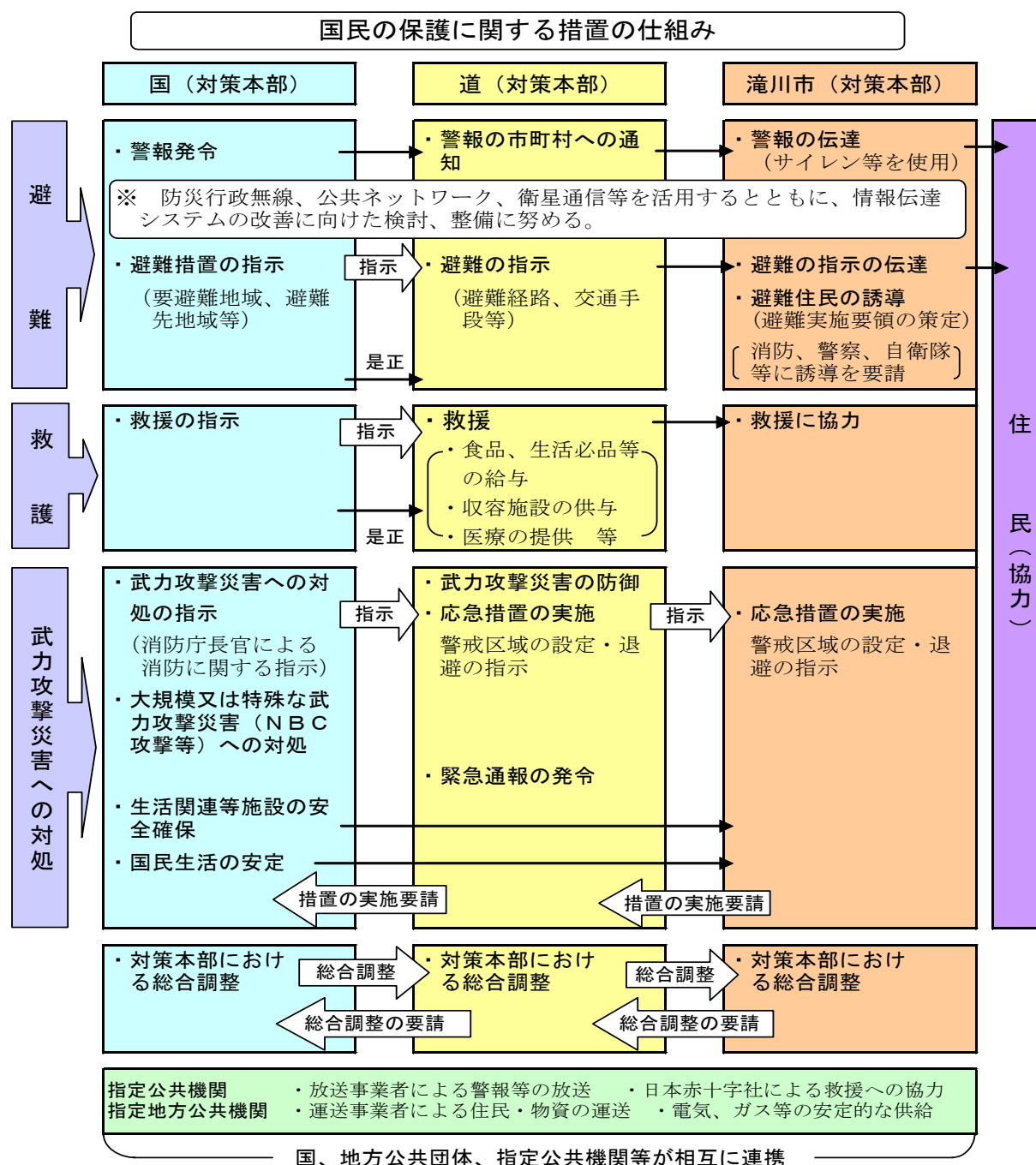


第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み



- 国民の協力については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第8条、国民保護法第4条1項に「協力するよう努める」とされているが、国民に協力を要請できる場合を限定している。

協力内容は、①住民の避難や避難住民等の救援の援助、②消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助、③保健衛生の確保に関する措置の援助、④避難に関する訓練への参加となっている。

2 市の事務又は業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
滝川市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、現地対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄（滝川市地域防災計画に兼ねる。） 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 関係機関等連絡先

市の国民保護措置の実施を円滑に行うため、国、道、市町村その他関係機関との連携を図るための連絡先（電話・FAX）は資料編に整理する。